平成27年本庄市議会第2回定例会条例案概要書

- 第 号議案 本庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 1 趣 旨

国民健康保険法の一部改正に伴う規定の整備

- 2 内 容
 - ○所要の改正
 - ・国民健康保険法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改める(第7条第1項関係)
- 3 施行期日
 - ・公布の日

平成27年本庄市議会第2回定例会条例等案新旧対照表

改正前	改 正 後
○本庄市国民健康保険条例	○本庄市国民健康保険条例
第1条~第6条の6 略	第1条~第6条の6 略
(保健事業)	(保健事業)
第7条 市は、法 <u>第72条の4</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほ	第7条 市は、法 <u>第72条の5</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほ
か、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため	か、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため
に次に掲げる事業を行う。	に次に掲げる事業を行う。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
2 略	2 略
第8条~第15条 略	第8条~第15条 略

平成27年本庄市議会第2回定例会条例案概要書

第 号議案 専決処分の承認を求めることについて(本庄市国民健康保険税条例)

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正に伴う本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処 分についての承認

2 内 容

国民健康保険税軽減判定所得の改正

・減額の基準について、対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を引き上げることにより、低所得者に対する保険税軽減対象世帯を拡大するもの(第23条第2号及び第3号関係)

その他

・改正後の国民健康保険税に関する経過措置(附則第2項関係)

3 施行期日

· 平成27年4月1日

平成27年本庄市議会第2回定例会条例等案新旧対照表

○本庄市国民健康保険税条例

○本庄市国民健康保険税条例

第1条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合 には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、1 6万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額 して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合 算額とする。

ΤE

前

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜エ 略
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜エ 略

第23条の2~第27条 略

第1条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合 には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げ る額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、1 6万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額 して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合 算額とする。

正

(1) 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア~エ 略
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜エ 略

第23条の2~第27条 略

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を 踏まえ、所要の見直しを行う。

